

民 生 教 育 委 員 会 会 議 錄

招 集

令和5年6月29日（木）午前10時 委員会室

出席委員（8名）

（委員長）今城雅子 （副委員長）塚田佳充
安達卓是 土光均 戸田隆次 錦織陽子
西野太一 矢田貝香織

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

浦林教育長

【市民生活部】藤岡部長

[市民一課] 小乾課長 絹谷証明担当課長補佐

[市民二課] 田村課長 坂本市民相談担当課長補佐

[保険年金課] 吉持課長

[市民税課] 長谷川次長兼課長 仲田課長補佐兼税制担当課長補佐
高塚市民税担当課長補佐

[固定資産税課] 永江次長兼課長 皆廣家屋償却資産担当課長補佐
田邊家屋償却資産担当係長

[収納推進課] 大野原課長

[環境政策課] 木下次長兼課長

[クリーン推進課] 高浦課長

【福祉保健部】塚田部長

[福祉政策課] 中本課長 久保福祉政策担当課長補佐 赤江福祉政策担当主任

[障がい者支援課] 米田課長 松原計画支援担当係長

[健康対策課] 渡部課長 金川課長補佐兼健康総務担当課長補佐
岸健康総務担当係長

【教育委員会事務局】長谷川局長兼こども政策課長

[こども政策課] 木村学校政策担当課長補佐

[こども施設課] 斎木課長

[こども支援課] 長尾課長

[学校教育課] 西村次長兼課長 岡田課長補佐兼人権教育担当課長補佐
住田学務担当課長補佐

[生涯学習課] 毛利課長

[学校給食課] 伊藤課長 野口課長補佐兼給食担当課長補佐

【経済部】

[経済戦略課] 坂隠課長 宮本企業立地推進室長

出席した事務局職員

松田局長 田村次長 坂本議事調査担当係長 松下調整官

傍聴者

稻田議員 大下議員 奥岩議員 門脇議員 田村議員 津田議員 又野議員
松田議員 森谷議員 吉岡議員 渡辺議員
報道関係者 2人 一般 4人

審査事件及び結果

議案第 51 号 専決処分について（米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について）	[原案承認]
議案第 56 号 米子市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	[原案可決]
議案第 57 号 米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について	[原案可決]
議案第 58 号 米子市企業立地促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について	[原案可決]
議案第 62 号 財産の取得について	[原案可決]

報告案件

- ・米子市地域活動支援センター運営事業の見直しについて [福祉保健部]

協議案件

- ・広報広聴委員の選出について
- ・委員派遣（行政視察）について

~~~~~

## **午前 10 時 00 分 開会**

○今城委員長 ただいまより民生教育委員会を開会いたします。

本日は、6月26日の本会議で当委員会に付託されました議案5件について審査するとともに、1件の報告を受けます。

初めに、議案第62号、財産の取得についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

伊藤学校給食課長。

○伊藤学校給食課長 それでは、議案書の62の1ページを御覧ください。こちらは弓ヶ浜共同調理場で現在使用しているシステム食器類洗浄機及びスプーン洗浄機付浸漬装置が平成15年の設置から19年経過し、修理に必要な部品も種類によっては製造中止となり、代替部品で対応したりしている状態であることから、これを更新し、効率的かつ衛生的な学校給食事業を推進しようとするものでございます。

1、財産の表示につきましては、学校給食調理業務用洗浄機器として、システム食器類洗浄機、スプーン洗浄機器付浸漬装置を各1台としております。2、取得の目的につきましては、米子市弓ヶ浜共同調理場の調理業務用の備品として取得するためとしております。3、取得額につきましては4,675万円としております。これは、システム食器類洗浄機とスプーン洗浄機付浸漬装置を一式として取得する額でございます。4、相手方につきましては、米子市旗ヶ崎二丁目8番1号、ラフェスタ旗ヶ崎315号、ホクサン厨機株式会社米子営業所としております。

議案第62号関係資料を御覧ください。こちらの入札調書にありますとおり、令和5年

5月30日にシステム食器類洗浄機とスプーン洗浄機付浸漬装置に係る指名競争入札を実施いたしました。そうしましたところ、第1回の入札でホクサン厨機株式会社米子営業所が落札いたしました。その後、6月2日にこちらの事業者と仮契約を締結したところでございます。

説明は以上でございます。

○今城委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

安達委員。

○安達委員 すみません、何点か聞かせてもらえればと思いますので、よろしくお願ひします。

先ほどの説明で、19年ですか、今経過した施設、システムだというふうに聞いたんですが、この取得に当たって説明があったんですが、この機械が来年の納入になるのかな、その辺の時期も教えてもらいたいんですが。本契約やいわゆる納入時期ですね、そういうところはどのような予定が今組まれているか教えてください。

○今城委員長 伊藤学校給食課長。

○伊藤学校給食課長 納入時期につきましては、今年度末、令和6年3月31日を納入期限としております。予定としては、学校の春休みの期間に完全に納入が終わる予定にしております。本契約につきましては、現在、仮契約の状態ですので、議会の承認を得られましたら、直ちに本契約のほうに移行するというような予定であります。以上です。

○今城委員長 安達委員。

○安達委員 自分、勝手に思ったところは、新学期からかなと思ったりしたところがありました。ただ、事前に聞いているところでは、なかなか資材とかが最近すごく高騰してたりするような状況下だということもあって、なかなかきちんと、いわゆる本契約して納入というのが来年3月末までだろうということを計画してますということでした。

この施設、システムの納入、いわゆる設置して稼働するわけですけれども、今までの施設、システムは、いわゆる経年劣化もあったり、それから部品の調達も十分できないというようなところを聞いてる中で、いわゆる省力化とか、それから、洗浄とかをされるんで、滅菌とか殺菌、こうしたシステムが今まで以上に効果が得られる、そういうことでのこの施設、設備の充実ということになるのかなと思うんですけど。その辺はどうでしょうか。

○今城委員長 伊藤学校給食課長。

○伊藤学校給食課長 この設備そのものにつきましては、現在、弓ヶ浜共同調理場に設置されている食器類洗浄機と同等品ということになっております。サイズや、あと、設置場所の問題から、例えば新しい、新型のもっと容量の大きい、そういうようなものに入れ替えることが不可能ですので、こちらのほうのサイズを同等品で発注しております。

ただ、以前に設置しましたものはもう19年以上前のものですので、当然ながら電力ですとか、あとは水量ですとか、そういうところは時代とともにより効率的なものに移行してきてはいるところでございます。

○今城委員長 安達委員。

○安達委員 最後にしたいと思うんですが、対象とする生徒児童は今の施設より北側、で

すから、河崎小とか美保中校区、弓中、そういった小学校、中学校という児童生徒が対象ですか。

○今城委員長 伊藤学校給食課長。

○伊藤学校給食課長 対象となりますのは、河崎小学校、弓ヶ浜小学校、和田小学校、崎津小学校、大篠津小学校、あと弓ヶ浜中学校、美保中学校の7校ということになります。

○安達委員 以上です。

○今城委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と声あり]

○今城委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けた討論をお願いします。

[「なし」と声あり]

○今城委員長 ございませんね。

では、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第62号、財産の取得について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と声あり]

○今城委員長 本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午前10時07分 休憩**

**午前11時17分 再開**

○今城委員長 民生教育委員会を再開いたします。

福祉保健部から1件の報告を受けます。

米子市地域活動支援センター運営事業の見直しについて、報告、当局の説明を求めます。

塙田福祉保健部長。

○塙田福祉保健部長 令和5年4月20日の民生教育委員会におきまして、米子市地域活動支援センター運営事業の公募型プロポーザルの実施につきまして御報告をさせていただいたところ、委員の皆様から多数の御意見を頂戴いたしました。対応につきまして持ち帰り検討することを答弁をしておりましたことにつきまして、改めて担当課から御報告をさせていただきます。

○今城委員長 米田障がい者支援課長。

○米田障がい者支援課長 障がい者支援課から米子市地域活動支援センター運営事業の見直しについて御説明をいたします。

4月の閉会中委員会でいただいた御意見等を踏まえ、事業の見直し方針を一部変更いたしました。事前にお配りしている資料を御覧ください。

まず、地域活動支援センターの現状と課題についてでございます。改めて地域活動支援センターの現状についてですが、平成18年の障害者自立支援法の施行時に就労系の障がい福祉サービスに移行しなかった小規模作業所等の移行先として制度化されたもので、現在は障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の市町村事業の一つとして実施しております。現在、市内の5つのセンターに対して運営費を補助しており、センターでは障がい

のある方などが地域において自立した生活を営むことができるよう、創作的活動や生産活動、社会参加のための活動などをしておられます。

一方、課題としましては、各センターで開設以来、障がいのある方への支援について高い志と思いながら特色ある支援に取り組んでいただいているけれども、各センターとも利用者がコロナ禍以前から国が示す補助基準の1日当たり利用者数がおおむね10人程度に達しない状況にあります。その原因といたしましては、障がい福祉サービスが充実される中でセンターが担う役割も変化していたところですが、市として国の実施要綱を踏まえた機能と役割、具体的な事業内容の整理が十分にできておらず、多くの方に利用してもらえるような取組につなげられなかつたことがあるというふうに考えております。

そこで、2、見直し方針に移りますが、本市ではこれらの現状、課題に対して、令和2年度に公表した米子市障がい者支援プラン2021において、センターの役割と機能を整理し充実強化を図ることを掲げまして、令和3年度から今後のセンターの運営事業の在り方について検討を行い、各センターの状況把握や取り組み方に係る意見交換などを行ってまいりました。検討結果を踏まえ、このたび、障がいのある方の地域での生活や社会活動の充実を図り、センターをより多くの方に利用してもらうことができるよう、市が求めるセンターの機能と役割を補助基準として定め、センター運営事業を実施することとしたものであります。

この本市が求める機能と役割については、障がいのある方にとって、センターが障がい福祉サービスの利用の有無に関係なく安心して、また、楽しく過ごせる居場所になることはもちろんのこと、平日の障がい福祉サービス利用後の時間であったり休日などにおいても、余暇活動や地域とつながり合える場として利用したいと思っていただけるような場所となるよう機能と役割として整理したものでございます。それに伴い、見直し後のセンター数は3か所程度としております。センター数は近年の利用実績を踏まえたものですが、今回の見直しの目的は、個々のセンターの活動をより充実させ、多くの方に利用してもらうことができるようになりますこととして、個々のセンターを充実させ、利用される障がいのある方などにとって、この事業が真に必要なものであるよう取り組んでいきたいというふうに考えております。

なお、当該センター運営事業を実施する事業者の選定に当たっては、補助基準を踏まえた事業内容や事業運営に係る方針、実施体制などに基づいて選定する必要があるため、公募型プロポーザルにより選定することといたします。

新しい補助対象事業者による事業開始時期は、当初の予定を変更いたしまして、来年度当初の令和6年4月1日といたしました。その関係で、今後のスケジュールについてですが、プロポーザルを行う時期についても10月中旬にプロポーザル実施要領を公表し、申込みを受け付けた後、12月中に審査を実施し、新しい事業者を選定する予定しております。

最後に、4、地域に密着した障がいのある人との居場所づくりについてでございます。今回の見直しによってセンターをより多くの方に利用していただけるものにしていきたいと考えておりますけれども、利用される方の障がい特性によっては、大人数の中でのいうことが苦手であったり、身近な地域で少人数の知り合い同士なら通いたいといった方もおられると思います。そのようなニーズに対して、センターとは別に新たな居場所づくり

の施策を検討することといたしました。この新しい取組と見直し後のセンターとが補完し合うことによって障がいのある方の様々な特性やニーズに応えることができるよう、令和6年度当初から実施できるよう取り組んでいきたいと考えております。なお、本事業の構築に当たっては重層的支援体制整備事業や高齢者を対象とした居場所づくりなどの取組など本市が行っている同様の取組とも連携したものとなるよう検討していきたいと考えております。

今回の見直しは、障がいのある方などの居場所としてセンターの機能を向上させるとともに、障がい福祉サービスの利用の有無にかかわらず、利用される方の生活や社会活動をより充実したものにするということが大きな目的であります。今後、新たな居場所づくりの取組も含めて、事業内容を検証し、よりよいものとなるよう引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

説明は以上でございます。

○今城委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

安達委員。

○安達委員 一番最後のところも大きく関わるんですが、4月以降、閉会中の委員会を開催されたところで報告を受けた事案でありますよね。そのときと同じような発言することは許してもらって、繰り返しになるところは本当、申し訳ないと思うんですが、今日の日まで手挙げをしようとしておられた事業所の何か所かは、じっと耐えて待つとられるところだったんですよね、4月の時点では、もうすぐ年度の前半で作業が、当局がやられて、10月以降はできるかなという期待感を持っておられたんだけど、来年の4月以降に実施予定という説明を今聞きました。そういうところで、ずっと早く手を挙げて申請時期を待っておられた方には十分な説明をしてあげてもらいたいなというのと、今後のいわゆる居場所づくりについて、市が考えておられる新たな施策を検討し、センター含めた一体的な取組を6年度実施に向けてやりたい、そのことはすごく期待感がまた増えてくるんですね。どのような新しい施策なのか、ちょっとこの時点ではなかなか答え切れないところがあるかもしれませんけれども、その新たな施設の検討というのはどの程度今煮詰めておられて、どんな概要的なものが発表できるか、もし差し支えなかったら教えていただけますか。

○今城委員長 米田障がい者支援課長。

○米田障がい者支援課長 まず1点目のことございますが、既存のセンターさんの中で手を挙げられる予定だったところもあるかなというところにつきましては、いずれにしましても、この5つのセンターさんには閉会中の委員会の後も含めまして、御説明に行かせていただき、今回の、本日御説明をさせてもらうことも含めまして話をさせていただいているところでございまして、今後の米子市の取組についても一定程度御理解をいただけるものだというふうに思っております。

既存のセンターさん以外で新たにこの地域活動支援センターに名のり、やりたいという希望を持っておられた法人さんにつきましても、こちらのほうから状況のほうを説明させていただきまして御理解いただいているというふうに思っております。

2点目のことにつきましては、今後これから詳細のほうは詰めていくという形になると

思っておりますが、センターはある程度このたびの見直しの中で機能を充実させる、大きくしていくということをこちらとしては方針を定めたところでございますが、そういうところからをもってしても、なかなか障がい特性とかでそういう大きなところはちょっとという方もやっぱりあるということはあると思っておりますので、そういった方の受皿、セーフティーネットというような意味合いなのかなと思っております。

どういった形が実際できるのかということにつきましてはこれから詰めていかないといけないのかなと思っています。例えば高齢者の方のサロンのような取組というのが障がいのある方にとってふさわしいのか、それともまた別なものがいいのか、それは、ある意味こちらとしては枠をつくるけれども、実際行われる、お願いをする、取り組まれる事業者さんだったり、そういう方々の御意見等も踏まえながら、こちらとしてもいろんな情報収集に努めながら、どういった形が実際セーフティーネットとして、例えば地域でこういう障がい特性によってなかなか大きなところには行けないんだけどとか、今まで通っていたような形で引き続き通えないだろうかというような御意見については、丁寧に拾いながら枠組みをつくっていきたいというふうに考えているところです。以上です。

○今城委員長 安達委員。

○安達委員 課長が丁寧に説明されたところで繰り返しになってしまふところもあるんですが、それはちょっと御容赦願って、というのは、障がいの特性っていうことも何回か言わされました。それと、少人数だから通いやすい、行きやすい、利用しやすいところなんですね。ですから、国とか県が言われるのかな、人数を基準にされると10人程度とか言われるんですが、その人数があまり表に出てくると、結果見たときに、比較対照したときに、あっ、ここは3人、4人しかおられないわというところを、中身も精査せずについているですか、取組内容まできちんと捉えずに人数だけで判断されると、大変厳しい事業所だなと言われる可能性が多い。というのは、前回の委員会でも言ったと思うんですが、そこの事業所、私が知る事業所なんですが、人数はあまりこだわらずに、利用者さんの特性に合わせた通いの場であればと思ってますので、多ければいいというところにはなかなか視点がありませんと言われますので、そういうところもさらに利用しやすい、また活動しやすい地域活動センターであればと思ってますので、重ねてそれは私の要望、意見にさせてください。よろしくお願ひします。

○今城委員長 先に。土光委員、手が挙がってましたけど、よろしいですか。

○土光委員 じゃあ、はい。

○今城委員長 土光委員。

○土光委員 今回の変更で、場所が今現時点での想定だということで5か所が3か所を今想定している。その構想の中で、充実した形にして、多くの人が利用できるように、ただ、5か所が3か所に減るということは、利用者にとっては通える施設がより遠くになる、そういうことが当然想定をされると思います。ここは、多くの利用者が利用してもらうためには、特にこういった対象者、移動手段とかなかなか厳しい人が多いのではないかと思うので、そこは何らかの考慮が必要だと私は思います。それに関しては、例えば今回、米子市が実施要領を示して、プロポーザルをやるということで、例えば米子市自身が実施要綱の中で利用者が通う方法、それもある程度こういうことで通いやすいようにするというか、そういうことも実施要綱に含めるつもりはあるのかどうかということをまずお聞き

したいです。

○今城委員長 米田障がい者支援課長。

○米田障がい者支援課長 利用者の通う方法についてでございますが、例えば障がい福祉サービスですと送迎というものが制度として組み込まれているんですけれども、この地域活動支援センターにおいてはそういうものがございませんし、センターの職員さんが送迎をするということは、これもまた制度的にはなかなか難しい部分もあるかなと思っております。現状のセンターさんにおいても、利用者さんは徒歩であったり、自転車であったり、あと、公共交通機関を利用しておられるということも各センターさんのほうからは聞いておりますので、基本的にはそういった形で引き続きお願ひをしたいというふうに考えております。

○今城委員長 土光委員。

○土光委員 だから、通う方法とか利便性に関してはこれまでと基本的に特に変更はないということの答弁だと思います。ただ、最初に言いましたように、5か所が3か所に減るということで、ある意味でより状況として通いにくい環境になってしまうことがある。これに関しては、やはり何らかの、この運営事業の中でそれを組み込むのは予算とかいろいろ難しいこともあるかもしれないけど、例えばほかの方法で何かその辺をカバーするというのは、基本的に市としてというか、これは考える必要があるのではないかと思いますが、いかがですか。

○今城委員長 米田障がい者支援課長。

○米田障がい者支援課長 御意見として、ありがとうございます。通う方法については、現状としてはアイデアは今のところないというのが正直なところでございますが、今後そういう御意見とかも出てくるのかなと思っておりますので、その辺りは事業者さんとともによく相談しながら考えていきたいというふうに思っております。

○今城委員長 土光委員。

○土光委員 ぜひこれ、事業者とかそれから実際の利用者に様々聞き取りをして、こういったことがあればより通いやすくなるとか、そういった聞き取りをして、これ、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

それから、まず、プレゼンテーションをやることに関して、当然事前に、スケジュールでもありますが、プロポーザルの実施要綱を公表する、それは当然公表だからホームページに載ると思いますけど、載った時点で議員にもきちんと広報していただきたいと思います。これはぜひお願ひします。

それから、もう一つは、プレゼンテーションの実施に関して、以前から公開ですかということは何度もお聞きして、そのたびに検討中というか、ということなのですが、今の時点で公開するかどうかに関して結論は出ていますか。

○今城委員長 米田障がい者支援課長。

○米田障がい者支援課長 決裁を取っているわけではありませんが、プレゼンテーションについては公開とする予定にしております。

○今城委員長 よろしいですか。

それでは、錦織委員。

○錦織委員 私も4番についてちょっともう少し聞いてみたいんですけども、結局今5

つある施設を3か所ぐらいにということなんんですけど、それとあわせて市独自の新たな施策をということも言つとられるわけですが、予算規模として、今、1か所が600万でしたかね、それを5つあって、3,000万なんんですけど、この3,000万っていうののこの規模、3つの施設で3,000万なのか、例えばそれも含めて、新たな何か施策を含めて考えておられるのか、そこら辺のちょっと予算規模なんかをお聞きしたいんですが。

○**今城委員長** 米田障がい者支援課長。

○**米田障がい者支援課長** 予算のことについてでございます。まずは、既存のセンターというか、このセンターの今後の補助金の話、補助額の話ですけれども、現行の制度、現行の予算額ということではなくて、真に必要な事業、必要な経費という形で改めて積算をし直したいというふうに思っております。こちらのほうの事業につきましても、現行1事業所当たり1年度当たり600万程度という形になっておりますが、人件費も高騰しておりますし、あとはこちらが求める役割、機能のほうもよりハードルが高くなっていますので、その辺りが十分に実施できるだけの補助額という形で考えたいと思っております。

新しい居場所のことにつきましても、どういった形での額になるかということは詳細、まだ私どももそこまで検討はしておりませんけれども、実施に必要な額ということでの積算をしていきたいと考えております。

○**今城委員長** 錦織委員。

○**錦織委員** この新たなセンター、センターとは別の新たな施策ということなんんですけど、これは場所的なものがやっぱりあると思うんですけど、これっていうのはやっぱり民間というふうに考えておられますか。例えば米子市としてここの部分はこの地域に何か所か持ちたいとか、そこら辺のイメージがちょっと全然分からぬんです。

○**今城委員長** 米田障がい者支援課長。

○**米田障がい者支援課長** これにつきましては、米子市が置くというわけではなくて、やはり民間の皆さんの方の力を借りてやっていきたいというふうに思っております。その中で、これもある程度公募という形で事業者の皆さんに手を挙げていただいて、やりたいという方、ぜひということの御希望等を伺いながらやっていきたいと思っておりますので、場所についてもその中で、先ほどから、なかなかこのセンター自体の地区割りということがない状態の中では、地域性ということもできるだけお願いができる部分があればお願いをしていきたいというふうに思っているところです。

○**今城委員長** 錦織委員。

○**錦織委員** そうであれば、今回プロポーザルを実施されるということなんんですけど、今、3つに集約すると、それと別に何か所になるか分かりませんけどつくりますよという方向性の中で、3つつくれば、今までやっとられたところが2つはもうやめられるということになると思うんですけど、結果的にはね。この5つを生かしながらするっていうことが私は今大事なんじゃないかなっていうふうに、ここをよりよくするための検討というのがもう少しできないのかなというふうにやっぱり思いますね、今、話聞いてもね。それで、新たにまたやりたいという方もあるようですし、そこら辺をもう少し話合いだとか、そういうことでできないのかな。今ある、今やっとられるセンターさんにとっては、やっぱりいずれにしろ厳しい、可能性もあるかもしれないんですけど、厳しい選択を迫られるなというふうにやっぱり思います。だから、4月以降もいろいろ話も聞かれたと思うんですけれ

ども、皆さんがどういう、聞いたところによったら、ちょっと考える時間ができてよかつたということもありますけど、やっぱりすごく不安にも思つとられるので、そこはちょっと本当に寄り添い型でやってほしいし、特にここに、最初に指摘してあったのが、よその、県内でこんなに一つの自治体でたくさん持ってるところはないっていうことを言われるということ、むしろそれは誇りに思っていいことじゃないかなというふうに私は思いますので、そこを減らすことだけがいいんじゃないですよっていうことを改めて言っておきたいと思います。

○今城委員長 では、ほかには御意見ございませんか。

西野委員。

○西野委員 鳥取市さんが2か所って書いてあるんですけど、そもそも2か所だったんですかね、それとも、本市みたいに五、六か所あって、それを集約して2か所になったのかというのが分かれば、鳥取市さんを参考にして進めていくのも一つの手ではないかなと思うんですが、どうなんでしょうか。

○今城委員長 米田障がい者支援課長。

○米田障がい者支援課長 鳥取市さんの場合は、もともと1か所でしたが、昨年もう1か所増えて、2か所になっているという状態でございます。

○西野委員 かしこまりました。

○今城委員長 ほかには御意見ございませんか。

[「なし」と声あり]

○今城委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午前11時41分 休憩

午前11時44分 再開

○今城委員長 民生教育委員会を再開いたします。

初めに、議案第51号、専決処分について（米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

長谷川市民生活部次長。

○長谷川市民生活部次長兼市民税課長 それでは、議案第51号について御説明いたします。議会運営委員会資料の1、6月定例会議案の概要の1ページを御覧ください。議案第51号、専決処分でございますけれども、これは令和5年度の税制改正に伴う地方税法の一部改正に伴うものでございまして、令和5年4月1日及び令和5年7月1日が施行期日であった項目について所要の整備を行ったものでございます。

主な内容としましては、固定資産税関係では、新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に対する特例措置の対象となる資産の取得期間が令和5年3月31日で満了しましたことに伴いまして、条例で定めておりました課税標準に乗ずる割合を定めた規定を削除了したるものでございます。

続きまして、軽自動車税関係でございますが、電動キックボードにつきまして、従来の電動機付自転車から特定小型原動機付自転車として区分分けを行うことといたしております。

それから、軽自動車税の環境性能割につきまして、税率を1%分軽減する臨時の措置がありました。それが廃止されたこととなりましたので、それを廃止したものでございます。

軽自動車税の種別割のグリーン化特例につきまして、対象を電気自動車等に限定した上で、適用の期間を3年間延長したものでございます。以上です。

○今城委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

[「なし」と声あり]

○今城委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と声あり]

○今城委員長 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第51号、専決処分について（米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について）は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と声あり]

○今城委員長 異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第56号、米子市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題いたします。

当局の説明を求めます。

小乾市民一課長。

○小乾市民一課長 それでは、議案第56号、米子市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議会運営委員会資料1、6月定例会議案の3ページをお開きください。これは、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部が改正され、マイナンバーカードの交付を受けている者について、電子証明書のスマートフォン等の移動端末設備への搭載が可能となり、当該電子証明書が搭載されたスマートフォン等を用いて多機能端末機による印鑑登録証明書の交付、いわゆるコンビニ交付を受けることができる」とするため、所要の整備を行おうとするものでございます。

説明は以上です。

○今城委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

錦織委員。

○錦織委員 今回のこのスマホ自体にマイナンバーカードの機能を入れておいて印鑑証明が出るということなんんですけど、いろんなトラブルの全国的な中でひもづけしたものがいろいろ、他人のものが出てきたりとかいうことがあるんですけど、こここの機能に限って、これを押したら、ほかの人の印鑑証明が出てくるなんていうことは絶対ないんでしょうね。

○今城委員長 小乾市民一課長。

○小乾市民一課長 マイナンバーカード用電子証明書とは別に、スマホ用の利用者証明書用の電子証明書やスマホ用の署名用電子証明書を設定することで安全性を確保するようになっております。その場で個人が設定された4桁の暗証番号ですとか6桁から16桁の暗証番号を別に設定いたしますので、安全性を確保するということでございます。以上です。

○今城委員長 よろしいですか。

○錦織委員 はい。

○今城委員長 ほかに質疑はございませんか。

土光委員。

○土光委員 このスマホでこういったことができるようになるということで、例えばスマホを紛失して、要は他人がある人のスマホを使って、その人の、スマホに登録されてるその人の印鑑証明を入手しようとしたときに、それができなくなる、それを防ぐ方法として、先ほどちょっと暗証番号の件ありましたが、具体的にそういう場合は何があるからできなくなるというのをもう一回ちょっとまとめて言っていただけますか。

○今城委員長 小乾市民一課長。

○小乾市民一課長 個人を認証するものといたしまして、利用者証明用電子証明書といいまして、これは暗証番号4桁のものなんですが、コンビニ交付をする際にはこれを使います。それが一致しなければ証明書は発行されませんので、別人のものが出るということはないと考えます。以上です。

○今城委員長 スマホに、今スマホを持っていて、それをなくしたりしたときに、他人からそれを抜き取ることをされたりとかすることはできるんですか、できないんですか、それについてのセキュリティーの対策はどうですかっていってることを聞いておられるんですよね。今のはカードに対してコンビニとかで交付するときはどうなんですかというお話なので、答弁になってないんですよ。分かりますか。

○小乾市民一課長 はい。

○土光委員 ちょっとといい。

○今城委員長 じゃあ、土光委員。

○土光委員 抜き取るというのは私は言ってないんですけど。

○今城委員長 ああ、ごめんなさい。

○土光委員 要は、他人がある人のスマホを使ってそのある人の印鑑証明を取ろうとしたときに、当然何らかのことでそれはできない、簡単にはできないというふうになっていると思うのですが、どういうシステムでそれができないようになっているかという、その仕組みをお聞きしたいんです。割とスマホだから、紛失したりとか、他人のをちょっと手にするとか、それは十分あり得るケースだと思うので、その辺のちゃんとセキュリティーは確保されていると私は思っていて、それを具体的にちょっと教えていただけませんか、説明していただけませんかということです。

○今城委員長 絹谷市民一課証明担当課長補佐。

○絹谷市民一課証明担当課長補佐 御指摘がありましたように、ハッカーとかそういう高度な技を使ってスマホの中で情報を抜き取ろうとかということをたくらむ人というのは後を絶たないと思うんですけれども、そういう危険性はもちろんありますので、まず、そういう紛失をされた場合は、失効手続、一時利用停止の手續というのが取れるようになって

ます。なので、素早く……。

○今城委員長 それを聞いてるわけじゃない。違う、違う。

○土光委員 それを聞いてるんじゃない。それじゃないんですよと言ったんです。

○今城委員長 答えれる方が答弁述べてください。

藤岡市民生活部長。

○藤岡市民生活部長 まず、スマートフォンの安全性についてですけれど、これが、なくされる場合もあるかと思いますが、基本的には、皆さん個人で顔認証ですか指紋認証ですかパスワードをかけておられると思います。マイナンバーカードを搭載どうこうというよりは、個人情報があるものですので、きちんとまず利用者自らでパスワード等を入れていただいて管理をしていただくということが前提になると考えております。

それから、使われる場合ですけれど、仮になくされた場合につきましては、マイナンバーカード、カード本体と同様でございますので、まず、市役所のほうに御連絡いただく、あるいは国のほうに相談センターがございますので、なくされたらすぐ御連絡をいただくというところで、まずはそこからということになります。そして、本体のほうですけれど、先ほど課長のほうから御説明いたしましたが、スマートフォンもですけれど、カード自体も、持っていてもそれだけでは情報ございませんので、パスワードを使って初めて次のステップに進むものでございますので、それらの情報の管理につきましては、カードと同様に、現在のカードもきちんと情報管理されているものでございますので、同じ扱いになると認識をしているところでございます。

○今城委員長 よろしいですか。

土光委員。

○土光委員 逆に、例えば、聞きたい趣旨は、こういった便利なシステムで、ある人がスマホで印鑑登録取れるというときに、やはり他人にそれを何か使われる、そういった可能性があるので、何を気をつけなければならぬかという、そういう意味でも聞きたいんです。今言った、スマホは当然起動するというか、画面、起動するためにはパスワード云々はあります。それは当然知っています。逆に言うと、それが突破されれば、後は他人でも使ってしまうのか、いや、実際に印鑑登録を取ろうとすると、その時点で例えば別のパスワードが要るのか、これはちょっと仕組み分からぬんですが、マイナカードは写真つきの、スマホの場合はこういった写真つきの画面があって、ここにチェックをするようになるのかどうか。それも一つのバリアだと思うんで、その辺のところがどうなんですかというのを知りたいんです。こういうシステムを導入するためにはその辺の説明はきちんとする必要があると思うので。

○今城委員長 絹谷市民一課証明担当課長補佐。

○絹谷市民一課証明担当課長補佐 スマートフォンならではの指紋を使った生体認証というのが活用できるようになりますので、便利になると同時に、安全性を高めると。指紋ですので、その人しか必ず入れなくなるというふうに認識しております。

○今城委員長 よろしいですか。答弁終了でいいですか。

土光委員。

○土光委員 スマートフォンを起動するときに暗証番号とか、何か形でぱっと入れるとか、指紋認証とか、いろいろ方法はあります。全てが全て指紋認証してるわけじゃないから、

だから、そういった指紋認証なしで使っている人もいるはずです。だから、逆に言うと、そこを突破されれば、つまり、他人でも操作できるようになると、もう後は他人でも他人の印鑑登録を取ることが割と簡単にできてしまうようなシステムなのか。ちょっとこれ、改めていいですから、その辺のことをきちっと分かるような、使う人にとってもそれはちゃんとこういったシステムをするためには必要な情報だと思うので、ちょっと整理してもらえますか。

○今城委員長 小乾市民一課長。

○小乾市民一課長 スマホが開けた場合でも、電子証明書が利用者証明用電子証明書、4桁の番号がないと証明書の発行はできませんので、これはマイナンバーカードとはまた別に設定するようになっておりまして、スマホ用に、そちらのほうがきちんと入力がないと交付ができないという仕組みになっております。そこで安全性は保たれると考えております。

○今城委員長 土光委員。

○土光委員 4桁の暗証番号ですよね。4桁の暗証番号は何か絶対に他人が知られないという保証はないと思うんですけど、逆に言うと、4桁の暗証番号まで他人に知られてしまうと、他人は、スマホがまず起動できて、4桁の暗証番号を知られてしまうと、他人がある人の印鑑証明を取ることができる、そういうシステムなんですか、これは。

○今城委員長 答弁可能ですか。

○土光委員 曖昧だったら改めていいです。

○今城委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 きちんと整理してまた御説明したいと思いますが、今の土光委員の御議論というのはちょっと極端かなと思ってお聞きしました。取られたことあると思いますけど、マルチコピー機で今のマイナンバーカードを使ってやるときに4桁の暗証番号で取りますので、今の御質問の根底にあるのは、スマホに移行したことに伴ってセキュリティーが弱くなることがあるんじゃないかという質問に対しては、そういうことはありませんと。それは、スマホでやる場合はスマホ用の別の4桁の暗証番号を設定しますのでということを御説明したわけであります。

ただ、その4桁の暗証番号が知られた場合にはそこを突破できるんじゃないかということの御議論はそのとおりだと思いますけど、それは今のマイナンバーカードでも同じことでありますので、そのマイナンバーカードをスマホに搭載したから起きる問題ということではないんだろうなというふうに思ってお聞きしました。ただ、いずれにしましても、どういう手順なのかということを資料等で御説明したいと思います。

○今城委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。いいですか。よろしいですか。

[「なし」と声あり]

○今城委員長 そうしましたら、先ほどの件ですが、他の方がこの印鑑証明を取ったとしますね、取ったとした場合でも、実際それを使用するということができるのかどうなのかなっていう、使用して意味があるのかないのかということも含めて、ちょっと検討していくだけですか。言ってみれば、印鑑を押すというものに関して、これを証明するのが印鑑証明ですからね。実印という印鑑がなければ、これを証明しても意味がないわけですね。

そこら辺の考え方っていうのもきちっと教えていただくほうが多分疑惑が晴れると思いますから、当然のことなんですけれども、もしあれば、そういうことも。

土光委員ですが、今の疑惑の部分に関して答弁がきちっとならないと、この後の討論、採決に向かうことができないということでしたら、この時点で暫時休憩にしたいと思いますが、土光委員はその今のお話の答弁があるなしにかかわらず、このまま進んでもよろしいですか。

土光委員。

○**土光委員** まず、私は取れるかどうかだけ聞いてるわけで、取った後、どう使われて云々、そこまで言ってないですから。取れるかどうかということに関して、きちんとどういったバリアがあるのかというのが知りたいです。取った後どうこうという、そこまでは想定してませんから。取れるかどうか、他人がね。

それから、そこがはっきりしないとこの議案に関して態度が表明できないかということですが、そこまでは言いません。

○**今城委員長** そうですか。

○**土光委員** こういったマイナンバーカードで多分やれてるやつをスマホでもやれるように改正するという、条例改正だから、それは後でちゃんと説明を、後ででいいですから、そういう仕組みを説明していただければそれでいいですので。もしその仕組みにちょっと疑惑があれば、また改めて別のところで取り上げますので、この条例に関して賛否に直接は影響はないです。

○**今城委員長** 承知しました。

それでは、質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございますか。

錦織委員。

○**錦織委員** 私は議案第56号には反対します。マイナンバー制度の信頼性が今大きく揺るがすトラブルが全国でも続発しております。御承知のように、健康保険証が他人のデータが出てきたりとか、社会的な大問題になっているところです。政府はマイナンバー情報総点検本部というものを設置して対応に追われているさなかです。

そういうときに、マイナンバーカードを持ってる人が今回、コンビニで印鑑登録証明書のスマホを利用して交付ができるようにするというための整備ですけれども、便利だからといって、新しい機能をさらにつける、利用を拡大するというこの議案には反対です。今、不安だという人が、マイナンバーカードに関わって、7割ぐらいの方が不安に思っておられると、政府もそれに対応している、こういう中で、これは大丈夫ですといって進めることは私はよくないし、将来的にこれを、こういうのを出すにしても、今は一旦やめるべきだというふうに指摘をして、反対の意見を述べさせていただきました。

○**今城委員長** ほかに採決に向けた討論はございますか。

[「なし」と声あり]

○**今城委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第56号、米子市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…安達委員、塚田委員、土光委員、戸田委員、西野委員、矢田貝委員〕

○今城委員長 挙手多数でございます。賛成多数であります。よって、本件については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午後0時06分 休憩

午後0時06分 再開

○今城委員長 民生教育委員会を再開いたします。

それでは、次に、議案第57号、米子市市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

長谷川市民生活部次長。

○長谷川市民生活部次長兼市民税課長 それでは、議案第57号について御説明いたします。議会運営委員会の資料1、6月定例会議案の概要の4ページを御覧ください。議案第57号、米子市市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは令和5年度税制改正による地方税法の一部改正に伴い、所要の整備を行おうとするものでございます。

主な内容といたしましては、まず、個人市民税関係では、国税である森林環境税が令和6年度から導入されるに当たり、その徴収を個人市民税の均等割を付加徴収する場合に合わせて行うこととしております。また、肉用牛の売却による事業所得に係る課税特例を3年延長し、令和9年度分までとしております。次に、優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特例を3年延長して、令和8年度分までといたしております。

次に、固定資産税関係では、管理計画の認定を受けたマンション等において、長寿命化工事を実施した場合に、翌年度の固定資産税を減額する場合の割合を3分の1といたしております。

そして、軽自動車税関係でございますが、偽りその他不正な手段により低排出ガス車認定を受けたことに起因して軽自動車税の環境性能割や種別割に不足額が生じた場合に、当該認定を受けたものを軽自動車の取得者または所有者とみなしたときに、当該認定を受けた者が納付すべき環境性能割または種別割の額を不足額に加算する割合を、これまで100分の10であったものを100分の35に引き上げることとしております。

以上でございます。

○今城委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○今城委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○今城委員長 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第57号、米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可

決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と声あり]

○今城委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号、米子市企業立地促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

永江市民生活部次長。

○永江市民生活部次長兼固定資産税課長 それでは、議案第58号について御説明いたします。議案運営委員会資料の1、6月定例会議案の概要5ページを御覧ください。

議案第58号、米子市企業立地促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは鳥取県の承認を受けた地域経済牽引事業計画により事業を実施する事業者が、課税の免除を受ける固定資産に係る対象施設の設置期限について、鳥取県地域未来投資促進計画が延長されたことにより、本市の経済の活性化に寄与するため、現行の条例では令和5年3月31日までとしていたものを2年延長し、令和7年3月31日までとしようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○今城委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

[「なし」と声あり]

○今城委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と声あり]

○今城委員長 討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第58号、米子市企業立地促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と声あり]

○今城委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午後0時11分 休憩**

**午後0時12分 再開**

○今城委員長 民生教育委員会を再開いたします。

初めに、広報広聴委員の選出についてを議題といたします。

本件につきましては、米子市議会広報広聴委員会要綱第3条の規定に基づき、当委員会から2人の委員を広報広聴委員に選出しようとするものでございます。

どのように選出をしていきましょうか、御協議をいただきたいと思います。

戸田委員。

○戸田委員 委員長の指名推選でお願いします。

○今城委員長 それでは、指名推選という形にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○今城委員長 そうしますと、広報広聴委員会の委員には、塚田委員と、それと錦織委員にお願いしたいと思いますが、皆さん、これに御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○今城委員長 それでは、異議なしと認め、そのように決定をいたします。

次に、委員派遣（行政視察）についてを議題といたします。

まず、実施の可否について確認をいたします。

委員の皆様、御意見がございますでしょうか。

土光委員。

○土光委員 決める順番なのですが、まず行くか行かないかを決めるのではなくて、それぞれ多分この後いろいろ話が出ると思いますが、それぞれ課題があつて、こういうところに行きたいという案が出て、それでほぼまとまって、じゃあこれでいきましょうかという、その時点で行くというのを決定すべきだと私思うので、今の時点で、何も中身ないのに、単に視察に行く行かないだけを決定するのは、私は順番としてはおかしいと思うので、私が今言ったような形で進めていただけませんでしょうか。

○今城委員長 今の土光委員の御意見に対して、何か皆さん、ございますか。

○安達委員 いいですか。

○今城委員長 安達委員。

○安達委員 言っとられる意味がよく分からんですが、テーマを先に決めて、場所を決める日程なのかっていう意味ですか。

○今城委員長 土光委員。

○土光委員 中身が何にも決まってないのに行政視察を行く行かないだけを今決めてしまうの、決定でしょう。決めてしまうのは、私は順番が違うんじゃないかと思います。ただし、行政視察をするためにはどこに行くか、当然相手があります。それから、日程も決めないといけないです。それは当然行くという想定でいろいろ物事を決めればいいと思います。それぞれ委員の要望が出て、相手方もこれならいけるとか、そういうたほん中身が確定した時点で、じゃあこれでいきましょうというふうに最終的に決定すべきだと思います。私が言ってるのはそういう意味です。

○今城委員長 ほかの方、御意見がございますか。

西野委員。

○西野委員 土光委員の言いたいことは分かります。内容があつて視察に行くというのは分かりますが、これは相手方があるんで、必ずしもその希望に沿えないことがあるんで、日程とか行くということだけを先に決めて、何個かいろいろ希望があると思うんですよ、今後。こういうの行きたい、こういうの行きたいというのは。やはり、例えば内容を決めて、行きたいっていって、それが果たして相手方の自治体が可能なのかというところがあるんで、難しいところもあるんで、日程と、行く行かないを決めるだけでもいいかとは思うんですが。

○今城委員長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 土光委員がおっしゃることは理解しました、私は。理解できました。でも、そもそも委員会として行く行かないの議論と同じように、この委員会、1年間で何をテーマとして深めていくかということが初めにあるべきというふうには、おっしゃることはすごく分かるんですけれども、それぞれの委員がそれぞれの活動の中で精いっぱい日程調整しながらやっております。行くか行かないかのところから、それぞれの視察したいというテーマを選んで、そこに調整していくという順番というところについても、今までそうしてきましたところで、私は土光委員のおっしゃるのは理解しますし、もっともだとは思いますけれども、やり方の、入り口の順番というところだけで、必ずしもテーマが沿わないところに行くわけではないというふうに思います。皆さんにこれっていうふうに出し合ったテーマに沿って行くわけですので、結果、土光委員がおっしゃるところに落ち着くというふうに思います。

○今城委員長 錦織委員。

○錦織委員 私も土光委員の言われることは半分分かるんですけれども、そうだよねとは思うんですけど、最初に行く行かないを決めてしまうっていう、結果的に行けないっていう場合もあると思うんですけど、行くという方向は考えないと、どこに自分はこういうことをより深めたいから、ほかの委員さんにもぜひ行ってほしいという、これも出てこないんじゃないでしょうか。どうなんでしょうかね、ちょっと委員間討論をして。

○今城委員長 そうですね。

土光委員。

○土光委員 多分、私が今決めずに、行く前提で考えればいいんじゃないかと言ったんですが、やることはほとんど変わらないと思います。だから、多分この後話が出ると思うけど、行くとしたら、この日程しか確保できない、日程の案が出ると思います。多分どこに行きたいか、各自案を出すと思います。その案を基に日程調整、場所の調整、それから相手の調整、大体調整できて、これだったら行けそうだというのがまとまると思います。その時点できやあ行きましょうと決めればいいんじゃないですか。つまり、行く前提で物事を進めることに関しては、私は何の異議もありません。ただ、何もないのに、とにかく最初に行きましょうみたいに決めてしまうのは、私は順番が違うと思うし、市民から見てもそれは変だと思います。行くのが何か目的とは言わないけど、こういうことがしたいということがあって、じやあ委員会で視察に行こうという最終決定をする。例えばだけど、行きたいとありますかということで、もし案がなければ、やめるという選択肢もあり得るわけなんで。ただ、私の言ってることでも、これからやろうとする手順は、はっきり言って、何の影響もないと思うんです。

○今城委員長 ほかには何か御意見ございませんか。

そうしましたら。

錦織委員。

○錦織委員 例えば土光委員の意見を配慮しながらすると、例えば7月のこの常任委員会がありますよね。そのときまでに自分がこういうことをしたいっていうのを持ってくるというのはどうですかね。何か今ここで決めてしまうというのがちょっと抵抗があるということなんで。

○今城委員長 戸田委員。

○戸田委員 いろんな意見があるでしょうけれども、準備を進めて日程を決める、日程を決めてから準備を進める、いろんな考えがあるでしょうけど、行くことには皆さん意見が一致しとると私は思ってますので、私たちの会派にも、個人であり、会派でどこに行こうかといろいろと模索するんですけれど、先ほど西野委員さんがおっしゃったように、相手先がなかなか日程が合わない部分がある。だから、今、私はある程度日程を決めて、それに準備周到をしていくというのが、そのスタイルがいいんじゃないかなと私は思いますよ。そうしないと、なかなか日程調整はできないと思います。

○今城委員長 それでは、皆様の御意見をあらあら聞かせていただきましたので、決めさせていただきたいと思います。

土光委員さんがおっしゃったことっていうのも理解できないことはないのですけれども、まずは、当委員会としてどのような内容をするのかというような御意見を土光委員さんがおっしゃいましたが、本委員会の分掌といいますか、所管する内容というものはもう既に条例によって決められておりますので、それ以外のものを皆さんから出してくださるということはあり得ないというふうに思っておりますし、それ以外のものを見たい、聞きたい、視察したいというふうにおっしゃっても、それはできませんので、当然のこと、当委員会としての所管部分ということになってまいりますので、それを、所管部分のものを視察をするということが前提になっておりますので、内容としても、これは私が見たいものでも聞きたいものでもないものだから私は行かないということが今後もあるとしましても、それは各委員さんの個人の問題にもなってくるものもありますので、そこから先は皆さんで御協議いただくということを踏まえて、実施するということを前提にこれから事務作業を進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○今城委員長 そうしますと、実施をすることとして事務作業を進めていきたいと思います。

視察先及び視察項目については8月の当閉会中の委員会で協議をする、今7月ということもおっしゃってましたが、7月にあるかどうかということがちょっと分かりませんし、まだちょっと議会が終わりましても、本当にタイトな日程だということもありますので、8月の閉会中の委員会で協議をしたいというふうに考えております。希望の調査項目を8月10日正午までに事務局まで御提出をいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○土光委員 8月10日。

○今城委員長 8月10日でございます。8月10日の木曜日、正午までに事務局まで御提出をお願いいたします。

次に、実施の時期について協議をさせていただきたいと思います。7月、8月につきましては既に公務、会派視察等々が入っているということを踏まえまして、9月の定例会後ということで、なかなか日程の調整が難しい状況となっておりますので、候補といたしましては、10月30日月曜日から11月2日の間の2泊3日、もしくは11月6日月曜日から11月10日金曜日までの2泊3日の間に実施するということで計画をさせていただきたいと思うのですが、皆様の御都合でこの週は絶対駄目だよっていうことがありましたら、ちょっと今、申し上げた日にち、もう一回言ったほうがいいですか。

○戸田委員 ありません。

○今城委員長 よろしいですか。

○錦織委員 はい。

○今城委員長 どうぞ。

錦織委員。

○錦織委員 11月6日から11月10日の範囲のところ、もし行くんだったら希望します。

○今城委員長 希望。はい。

ほかにはよろしいですか。

○土光委員 すみません。

○今城委員長 土光委員。

○土光委員 錦織委員、10月30日から11月2日はちょっと都合が悪いということですか。

○錦織委員 はい。

○土光委員 はい。

○今城委員長 三角という意味なのか、バツという意味なのか。

○錦織委員 三角ですね。

○今城委員長 三角という感じでいいですね、イメージ的には。

ほかには何かございますか。

[「ありません」と声あり]

○今城委員長 では、今おっしゃってくださいました日程を基に、少し調整をしながら考えさせていただきたいと思います。

○土光委員 委員長、いいですか。

○今城委員長 はい、どうぞ。

土光委員。

○土光委員 8月10日までにそれぞれ行きたいところ、どういう趣旨で、そういうのは出すわけですよね。

○今城委員長 はい。

○土光委員 これまでこの民生教育委員会で過去何年間か実際に行ったところの一覧を資料として出してもらえますか。参考にできると思いますので。

○今城委員長 なるほど。

大丈夫ですかね。では、何年、近年というところでいいですか。では、近年のところで視察先を検討してもらえる案を。

田村事務局次長。

○田村事務局次長 コロナで行ってないときがございますので、二、三年前よりもう少し前からのものを御用意させてもらいます。

○今城委員長 では、事務局で手当てしていただける範囲で皆さんに御提供いただけると思いますので、よろしくお願ひいたします。

ほかに何かございますでしょうか。

[「なし」と声あり]

○今城委員長 以上で民生教育委員会を閉会いたします。

午後0時25分 閉会

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生教育委員長 今城雅子